

# 排出抑制等指針について

- 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する指針（参考資料 1 参照）。
- 事業者が、温室効果ガスの排出抑制のために講ずべき措置（努力義務）について、部門別に示すもの。
- 策定状況は以下のとおり。
  - 策定済：業務部門、廃棄物部門、産業部門（製造業）、日常生活部門
  - 策定予定：上水道・工業用水道部門、下水道部門、エネルギー転換部門、運輸部門、産業部門（非製造業）
- 指針の構成は以下のとおり。
  1. ソフト対策  
例）体制整備、温室効果ガス排出量等の把握、PDCAの実施 等
  2. ハードに関する対策
    - （1）設備の選択  
例）エネルギー消費効率の高いボイラーの導入 等
    - （2）設備の使用方法  
例）燃焼設備の空気比の適正化 等
  3. 温室効果ガス排出量の目安（廃棄物部門で二酸化炭素についてのみ策定済み。）